

専任の主任技術者による兼任が認められる例

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ 当面の取扱

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、
②工事現場の相互の間隔が**10km程度**の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

● 専任の主任技術者による兼任が認められる例



主任技術者及び現場代理人の兼任条件

主任技術者が複数工事を兼任できる主な条件

兼任する工 事の技術者 要件	全て非専任 工事の場合	条件なしで兼任可。
	専任工事を 含む場合	近接関連工事（※）であり、かつ2件程度まで。

現場代理人が複数工事を兼任できる主な条件

件数	2件まで	
発注者	亀岡市又は国、地方公共団体等の発注工事に限る。 (亀岡市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)	
現場代理人	兼任するいずれかの現場に駐在すること。	
連絡員	兼任する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 (連絡員は、元請業者の社員の他一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。)	
兼任する工 事の技術者 要件	全て非専任 工事の場合	亀岡市内であり、かつ当初請負金額の合計が 4,000万円 （建築一式工事は 8,000万円 ）未満の工事であること。
	専任工事を 含む場合	近接関連工事（※）であること。

（※） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が**10km**程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

詳細は「建設工事における技術者の配置について」を参照してください。